

平成30年7月吉日

法人出資会員様 各位

マイナンバー(法人番号)お届出のお願い

平素は当金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、法令に基づくマイナンバー制度のスタートにより、金融機関から税務署に提出する法定調書にマイナンバーを記載することが義務付けられました。

まだお届出頂いていない法人出資会員様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、お時間のある時にマイナンバーのお届出(法人番号確認書類及び法人確認書類のご提示)をお願いいたします。

法人出資会員様は、平成31年出資配当時までにマイナンバーのお届出が必要となります。

※法人番号のお届出には、以下の①、②の両方の書類をご用意ください。

① 法人番号確認書類(下記のうちいずれか1点)

- 法人番号通知書
- 国税庁法人番号公表サイトで法人番号を印刷したもの



② 法人確認書類(下記のうちいずれか1点、提示日前6ヶ月以内に作成されたもの)

- 登記事項証明書
- 印鑑証明書
- 官公庁から発行された、許可、認可、承認に係る書類など

なにとぞご理解のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、お取引店または福岡信用金庫総務課までご連絡ください。

〔お問い合わせ先〕

福岡信用金庫 総務課 Tel:092-751-4732